

【1989年6月23日】「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」について
労働省職業安定局雇用保険課

「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」について

1 雇用保険制度の改善については、パートタイム労働者に対する雇用保険の適用拡大及びこれに伴う失業給付の特例の創設、雇用保険四事業の再編等を内容とする「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が、第114回国会において、6月22日に成立したところである。

2 標記政令は、改正法が施行されることに伴い、関係政令について整備を図るものである。

その概要は、次のとおりである。

(1) 関係政令の整備

改正法の施行に伴い、雇用保険法施行令等の関係政令について、所要の規定の整備を行うこと。

(2) 施行期日

雇用保険四事業の再編等に関する改正は公布の日(平成元年6月28日を予定)から、パートタイム労働者に対する適用に関する改正は平成元年10月1日から施行すること。